

2022年2月22日

経営系専門職大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について

公益財団法人 大学基準協会
経営系専門職大学院基準検討小委員会
主査 藤村博之

本協会の経営系専門職大学院基準（改定案）に対して、経営管理、技術経営、会計等の経営系分野の研究科、関係団体及び正会員大学にお送りし、関係者各位より貴重なご意見を賜りました。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

この度の意見募集の結果及びご意見を踏まえた本協会の対応を以下の通り公表いたします。

【意見募集の概要】

1	案 件 名	経営系専門職大学院基準（改定案）に対する意見募集
2	意 見 募 集 期 間	令和3年12月8日（水）～令和4年1月14日（金）
3	意 見 提 出 者 数	4 大学
4	内容別にみた意見件数	10 件 (基準に関する意見8件、基礎要件データに関する意見2件)
5	意見の受け取り方法	電子メール

経営系専門職大学院基準（改定案）に対する意見への対応

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
1	<p><基準（大項目）> 大項目1 使命・目的（評価の視点1-2）</p> <p><意見> 「中・長期ビジョン及びそれに係る資源配分、組織能力、価値向上などを方向付ける戦略を策定し、効果的に実行していること。」とあるが、「効果的に実行していること」の説明としてどの程度のものを求める予定であるかが気になる。 また「資源配分」に関する戦略としてどのようなものを想定しているか具体例を示していただきたい。</p>	<p>評価の視点1-2 中・長期ビジョン及びそれに係る資源配分、組織能力、価値向上などを方向付ける<u>実効性のある</u>戦略を策定し、実行していること。</p>	<p>大項目1の本文に記載しているとおおり、各経営系専門職大学院には、固有の目的を実現するために、実効性のある戦略を作成することを求めています。この実効性とは、固有の目的を実現するに効果的な戦略であるかということを示しています。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、各経営系専門職大学院が策定する戦略が実効性を備えているかを明確に表現するため、評価の視点1-2を基準本文の表現を用いて左記のように修正します。</p> <p>また、戦略については、上述のように各経営系専門職大学院の固有の目的に応じて、独自に策定するものであることから、具体例を示すことはせずに、各経営系専門職大学院の自主性を尊重する基準としています。なお、戦略として踏まえるべき事項として、「資源配分、組織能力、価値向上などを方向付ける」ものであることを評価の視点に示しており、これ以上の具体例は必要ないと考え、追記はしません。</p>
2	<p><基準（大項目）> 基礎要件データ表2 3つのポリシー</p>	<p>修正なし。</p>	<p>基礎要件データは、法令要件等の経営系専門職大学院が備えるべき基礎的な要件を示した表です。アセスメントポリシーについて</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p><意見> 3つのポリシーを明記することと同時に、学位の対象となる研究の成果がどのようにして、質保証されているかのアセスメントポリシーも追記事項として盛り込めることが望ましい。</p>		<p>は、現段階では基礎的な要件とはしておりません。</p> <p>その代わりに、評価の視点 2-12～2-16 に学習成果に係る評価基準を設けており、特に評価の視点 2-14、2-15 において学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し、学位を授与するとともに、その結果を教育の改善に活用することを求めています。これらの評価の視点において、各経営系専門職大学院が自主的にアセスメントポリシーを定めている場合には、それに沿った取組みを点検・評価していただきたいと考えます。</p> <p>上記のことから、修正はいたしません。</p>
3	<p><基準（大項目）> 大項目 2 教育課程・学習成果、学生（評価の視点 2-4）</p> <p><意見> 遠隔授業が現今のコロナ禍で実施されているが、その妥当性と限界に鑑みて、対面授業との割合や、遠隔授業と e-learning の位置付けも、各大学院が説明して頂きたい。</p>	修正なし。	<p>評価の視点 2-4 は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時対応に限ったものではなく、専門職大学院基準第 8 条第 2 項に基づき、各経営系専門職大学院が日常的に遠隔授業や e-learning 等の ICT を活用した教育を実施する際に、十分な教育効果があげられるよう、適切な内容及び方法で実施することを求めています。したがって、対面授業との割合や遠隔授業と e-learning との位置づけに関しては、各経営系専門職大学院が評価の視点 2-4 を説明するなかで言及されると考えられます。そのため、修正は行いません。</p>
4	<p><意見の対象：本文・基礎要件・評価の視点> 大項目 3 教員・教員組織（本文）</p>	修正なし。	<p>「企業・団体における経営活動への関与」としては、社外取締役、アドバイザー、社外</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p><意見（質問）> 上記本文に記載の「企業・団体における経営活動への関与」の具体例を示していただきたい。</p>		<p>監査役などを想定しています。また、この本文に関する評価の視点 3-7 では、教員の資質向上を図るための各種取組みの一例として、企業等の経営活動に携わり続けることで実務に関する知見の刷新等につながることを重視しています。ただし、さまざまな経営活動への関与の方法があることから、画一的な取組みを求めるものではない以上、基準に具体例を示すことはせず、修正はいたしません。</p>
5	<p><意見の対象：本文・基礎要件・評価の視点> 基礎要件確認データ表 11 実務家教員</p> <p><意見（質問）> 「実務家教員が高度の実務能力を有していることを確認できている場合には「確認済」と記載して下さい。そうでない場合には、具体的な状況を記載してください。」とあるが、「高度の実務能力を有していることを確認できている」とは、各大学で定める高度な実務能力の基準に照らし合わせて満たしているかを履歴書・業績書で毎年確認していることを想定されているかどうか。手続き等について想定される具体例があればお教えいただきたい。</p>	修正なし。	<p>表 11 は、平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 1 条に関する法令要件を満たしているかを確認する表であり、実務家教員は、5 年以上の実務経験や高度の実務経験を有することが法令要件となっていますので、この法令要件を満たしているかを大学が確認しているか否かを記入頂きます。</p> <p>想定される手続の具体例については、採用時や採用後の業績評価を通じて確認することを想定していますが、これ以外の取組みが該当しないということではなく、各経営系専門職大学院で行っている取組みについては評価の視点 3-5 において記載することができますようにしています。</p> <p>上記のことから、修正はいたしません。</p>
6	<p><基準（大項目）> 大項目 3 教員・教員組織（評価の視点 3-8）</p>	修正なし。	<p>理論と実務を架橋する教育を行う専門職大学院の教員である以上、研究者教員だけで</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p><意見></p> <p>このような評価を求めることは非常に重要であり、賛成である。特に、変化の激しいビジネス社会において実務から離れて数年経つとその知識や経験も陳腐化し不適応化していくことを鑑みると、実務家教員についても新しい知識を吸収するための研究活動は非常に重要である。そこで、もっと踏み込んだ条件を実務家教員に課す方が良いと考える。例えば、AACSB（The Association to Advance Collegiate Schools of Business）が定めている教員資格基準（継続要件）に基づいて、同機関の評価・認証を受けている米国の経営大学院は、実務家教員に対しても、一定期間内に、ジャーナルへの査読付き研究論文、ケーススタディ研究報告、査読付き教育論文などの投稿が求められている。さらに、教科書や研究書の分担執筆をも要求している。</p> <p>この観点から、わが国の専門職大学院の実務家教員に対しても、その質の向上を図るために、数年に一度程度は、査読付き論文や教科書・研究書の執筆・掲載等を教員継続要件とすべきではないかと考える。</p>		<p>なく、実務家教員においても、継続的に研究活動を行い、教員としての資質向上に取り組むことが重要であると考えています。このような考えから、今回の基準改定では、評価の視点3-7（ご意見に評価の視点3-8とあるのは3-7のことかと推察します）を新設しました。</p> <p>評価の視点3-7では、各経営系専門職大学院が考える研究のあり方について説明を求めたうえで、組織的な支援によって、各専任教員が学術的研究や実務に基づく研究を継続的に取り組むよう促すことを求めています。</p> <p>したがって、各経営系専門職大学院の考えに応じて取り組むことを基本として考えていることから、修正はいたしません。</p> <p>なお、理論と実務を架橋する教育を行うにふさわしい教員として、研究者教員及び実務家教員に求められる要件については、今後も各専門職大学院や海外評価基準の事例を蓄積し、分析したうえで、検討してまいります。</p>
7	<p><基準（大項目）></p> <p>大項目3 教員・教員組織（本文・評価の視点3-2）</p> <p><意見></p> <p>本文および基準3-2においても「主に学術的研究の業績を有する教員（研究者教員）と主に高度の実務能力を有する教員（実務家教員）を適切なバランス</p>	修正なし。	<p>評価の視点3-2においては、教員組織における研究者教員と実務家教員の配置状況をもって評価をします。ただし、評価の視点3-5に示したように、研究者教員と実務家教員をどのような要件で任用するかについては、各経営系専門職大学院が明確にすることを</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>で配置し」と「バランス」についての記載があるが、このバランスは何をもって判断するのか。</p>		<p>求めています。また、評価の視点3-1において、固有の目的を実現するための教育を提供するにふさわしい教員組織として、どのような教員を配置するかなどは教員組織の編制方針として各経営系専門職大学院が明示すべきものとしています。</p> <p>上記のように、基準においては、大項目3 教員・教員組織に関する基準本文及び評価の視点を総合し、理論と実務を架橋する教育にふさわしい教員組織が編制されているかを評価します。よって、修正はいたしません。</p>
8	<p><基準（大項目）> 大項目3 教員・教員組織（本文）</p> <p><意見> 実務家教員の定義はあるものの、研究者教員の定義が不明確である以上、「研究者教員と実務家教員のバランス」という概念は成立するものではない。研究者教員とはどのようなものか、実務家教員は研究者教員になりえないのかをしっかりと議論した上で、今回の改定を行っていただきたい。 また、それぞれの経営系専門職大学院の固有の目的、人材育成目標、さらには立地や規模によって影響されるはずなので、バランスとはどのようなものなのかを慎重に検討いただきたい。</p>	修正なし。	<p>今回の基準改定にあたり、基準本文において、研究者教員は「主に学術的研究の業績を有する教員」、実務家教員は「主に高度の実務能力を有する教員」とそれぞれ明記しています。</p> <p>そのうえで、これ以上に各経営系専門職大学院が研究者教員及び実務家教員に求める要件については、評価の視点3-5において各経営系専門職大学院が説明するよう求めています。</p> <p>また、固有の目的の実現に向けた教育を行うにふさわしい教員組織をどのように編成するかについては、評価の視点3-1において、各経営系専門職大学院が明示することを求めています。</p> <p>上記のように、基準においては、各経営系</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
			<p>専門職大学院の固有の目的や特色を踏まえて評価することから、修正はいたしません。なお、第3期の評価においても固有の目的を踏まえて評価することは原則としていましたので、第4期においてもこれを継続し、適切に運用するよう努めてまいります。</p>
9	<p><基準（大項目）> 大項目3 教員・教員組織（評価の視点3-2）</p> <p><意見> 研究者教員の定義が不明確なのが現状である。実務家教員が理論と実務の架橋をできないわけでもなく、実務家教員が学術的な視点を持っていないわけではない。一方で、研究者教員が、実務を全くわからないこともある。そのような場合、どのようなバランスで理論と実務を架橋するのかは、それぞれの経営系専門職大学院の固有の目的、人材育成目標、さらには3つの方針によって影響されるはずなので、十分な議論をした上で、慎重に検討いただきたい。</p>	修正なし。	<p>今回の基準改定にあたり、基準本文において、研究者教員は「主に学術的研究の業績を有する教員」、実務家教員は「主に高度の実務能力を有する教員」とそれぞれ明記しており、評価の視点3-2においては、教員組織における研究者教員と実務家教員の配置状況をもって教員組織の編制の適切性を評価します。ただし、評価の視点3-5に示したように、研究者教員と実務家教員をどのような要件で任用するかについては、各経営系専門職大学院が明確にすることを求めています。また、評価の視点3-1において、固有の目的を実現するための教育を提供するにふさわしい教員組織として、どのような教員を配置するかなどは教員組織の編制方針として各経営系専門職大学院が明示すべきものとしています。</p> <p>このように、基準においては、各経営系専門職大学院の固有の目的や特色に即した評価を行えるようにしていることから、修正はいたしません。</p>

経営系専門職大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
10	<p><基準（大項目）> 大項目3 教員・教員組織（評価の視点3-3）</p> <p><意見> それぞれの経営系専門職大学院において、中核をなす授業科目が異なる。各経営系専門職大学院が独自の特色を出せるような教員配置ができるように配慮した評価視点にしていきたい。</p>	修正なし。	<p>評価の視点2-2においては、経営系専門職大学院に求められる主要な科目を定めていますが、教育課程の中核をなす授業科目については、基準において規定しておらず、固有の目的に応じて各経営系専門職大学院が設定すべきものとしています。</p> <p>したがって、各経営系専門職大学院の特色を踏まえた評価を実施できる基準としているため、修正は行いません。</p>

以上